

【新設】(外国法人における短期所有株式等の判定)

20-5-4 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第23条第2項《受取配当等の益金不算入》の規定に準じて計算する場合における同項に規定する「取得」には、恒久的施設を有する外国法人の本店等に帰せられていた同条第1項に規定する株式等が当該恒久的施設に帰せられることとなった場合の取得に相当する内部取引が含まれ、同条第2項に規定する「譲渡」には、当該恒久的施設に帰せられていた同条第1項に規定する株式等が当該本店等に帰せられることとなった場合の譲渡に相当する内部取引が含まれることに留意する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額又は損金の額には、外国法人の内部取引に係る益金の額又は損金の額も含まれていることから、その内部取引に係る益金の額又は損金の額についても内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算するということになる。

- 2 法人税法第23条第2項《受取配当等の益金不算入》において、内国法人が受ける配当等の額の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、その株式等又はその株式等と銘柄を同じくする株式等をその基準日後2月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうち一定のものの配当等の額については、同条第1項の規定の適用がないこととされているが、同条の規定に準じて恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合に、同条第2項に規定する「取得」と「譲渡」に恒久的施設とその本店等との間の内部取引が含まれるのか疑問が生じる。

そこで、本通達では、同条に準じて計算する場合の同条第2項に規定する「取得」には取得に相当する内部取引が含まれること、また、同項に規定する「譲渡」には譲渡に相当する内部取引が含まれることを留意的に明らかにしている。

- 3 例えば、外国法人の本店等に帰せられていた内国法人A社の株式が、同社の配当支払基準日以前1月以内に取得に相当する内部取引によりその恒久的施設に帰せられることとなった場合は、その恒久的施設が同項の「配当等の額の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得」した場合に該当することになるということであり、また、その恒久的施設に帰せられていた同社の株式が、その基準日後2月以内に譲渡に相当する内部取引によりその本店等に帰せられることとなった場合は、その恒久的施設が同項の「当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後2月以内に譲渡」した場合に該当することになるということである。